

日野市まちづくり条例等の改正について

日野市では、平成 18 年 3 月 30 日に日野市まちづくり条例を制定してから今日に至るまで、市民や事業者（開発事業者）に対して、まちづくりへの施策等にご協力をして頂くことにより、日野市のまちづくりの発展に寄与していただいております。

しかし、日野市まちづくり条例も制定から年月が経過しており、日野市まちづくり条例の手続きについて実効性を強化・担保するために条例等の検証を行った結果、更新が必要と判断しました。

そこで、日野市まちづくり条例の「第 7 章 協調協議のまちづくり」の章立てを中心に一部改正を行います。

この条例は、日野市のまちづくりについての基本的な考え方を定め、市民、事業者、日野市の責任と義務を明らかにすることや、市民参画によるまちづくりの仕組みや土地利用などの手続きを定めることにより、日野市まちづくりマスタープランに描かれている将来像を実現する事を目的としています。

■主な改正点

これまでの指導経験や課題を踏まえた日野市まちづくり条例の手続きの見直しや、社会情勢及び環境変化に応じた運用や基準の改善を行います。

1) 条例手続きの見直し

ア) 法令順守の徹底と組織体制の強化、開発事業の手続きの厳格化を図ります。

イ) 大規模開発事業による影響等(騒音、振動等)を受けるおそれのある住民に対して説明会周知を義務化します。

ウ) 調整会開催の期限を設定します。

2) その他

エ) 開発行為の許可等に関する都の審査基準改定に伴う改正を行います。

オ) 意見書に対する見解書の縦覧等の規定を変更します。

カ) 市民まちづくり会議の書面開催に関する規定を追加します。

1

日野市まちづくり条例等の改正内容

条例の手続きについてより実効性を強化、担保するため①日野市まちづくり条例②日野市まちづくり条例施行規則の2つの例規について、一部改正を行う予定です。日野市のまちづくりについてより確実かつ適正に運用していくよう、以下の内容を定めます。

① 日野市まちづくり条例の改正点

規定項目	規定する内容
法令順守の徹底と組織体制の強化、開発事業の手続きの厳格化に係る措置 (開発事業の手続きの特例申請廃止・開発事業等協議会の開催)	<p>現行条例では、事前協議申請書提出時に、市(担当課)と事業計画がまちづくり条例指導基準及びその他の条例等に適合及び遵守しているかを意見照会により市(担当課)に対して確認し意見を求めていたが、改正後の条例では、市(担当課)と事業者との間で、事業計画に対する協議事項の明確化を図るため、市(担当課)と事前協議申請書による事前協議を直接行い、必要に応じて市(担当課)と事業者の間で事業計画に対する指導事項や遵守事項を協定書の締結又は合意等を図ることで、事前協議のプロセスを明文化し、チェック機能の強化を働かせます。</p> <p>市(担当課)との事前協議が取りまとまった段階で、協議申請書の提出を行うこととしますが、提出の添付図書に市(担当課)との協議書及び合意書を新たに加えます。</p> <p>協議申請書を収受した後、市(都市計画課)で市(担当課)との協定その締結内容等を再度、事業計画の計画内容と照らし合わせ精査した後、まちづくり条例の協定締結を市長と事業者との間で取り交わします。</p>
大規模開発事業における、土地利用構想の説明会周知に係る措置	<p>一定規模以上の大規模開発事業については、土地利用構想の説明会を開催しております。改正後は、説明会を開催するにあたり周辺住民等以外にも開発事業により影響等(騒音・振動)を受けるおそれのある住民に対しても説明会開催についての周知を義務化します。</p>

調整会における事務手続きにかかる措置	開発事業に対し調整会要請があった際に、調整会開催までの期間を原則60日と明確化します。
開発事業の手続き等の適用対象(関連法規等の変更による)に係る措置	<p>現行条例では、都市計画法第4条第12項に規定する開発事業区域の面積は500平方メートル以上としていますが、東京都都市計画法開発許可関係実務マニュアル改定に併せて、条例改正後は面積要件をすべてとします。ただし、市街化区域は500平方メートルのままとします。</p> <p>一団の土地における、一の開発事業等とみなす規定について、日野市まちづくり条例施行規則の改正を行い明確化します。</p>
意見書に対する見解書の公表に係る措置	現行条例では、開発事業に対する意見書が提出された際に、事業者より提出される見解書については縦覧としておりますが、改正後は縦覧と併せて意見書の提出した者に対しても通知することとします。
市民まちづくり会議の書面開催に関する措置	現行条例では市民まちづくり会議を書面で開催出来ない為、書面開催でも開催出来るようにします。
建築基準法改正に係る措置	建築基準法の改正に伴い、条文を一部改正します。
条、項、及び号の見直しに係る措置	現行条例の改正に伴い、条、項、及び号の追加、削除、及び変更を行います。

② 日野市まちづくり条例施行規則の改正点

規定項目	規定する内容
法令順守の徹底と組織体制の強化、開発事業の手続きの厳格化に係る措置 (開発事業の手続きの特例申請廃止)	<p>開発事業申請書提出の際の添付図書に「各担当課協議書」を追加することを定めます。</p> <p>開発事業の手続きの特例申請を廃止します。</p>
法令順守の徹底と組織体制の強化、	開発事業の計画内容について、関係課との情報共有を早期にはかり、日野市のまちづくりをより良いも

開発事業の手続きの厳格化に係る措置 (開発事業等協議会の開催)	のとし、市の施策等に見合った計画するために、条例の 手続きの実効性を強化、担保するため、開発事業 等協議会(内部の会議組織)を必要に応じて開催す ることを定めます。
大規模開発事業における、土地利 用構想の説明会にお いて、新たに周知が 必要となる範囲に 係る措置	現行条例では土地利用構想における説明会の周 知が必要な範囲は、周辺住民等と定められておりま すが、加えて周知が必要な対象を新たに定めます。
一の開発事業とし てみなすことに支 障がないと認めら れる開発事業等	条例第 57 条第 2 項で定める一の開発事業として みなすことに支障がないと認められる開発事業を規 定する。
工業地域又は準 工業地域内におけ る共同住宅等の高 さに係る措置	高さの規定について、現行施行規則の条文の趣旨 は変更せず、読みやすい条文へと定めます。
条、項、及び号の 見直しに係る措置	施行規則の改正に伴い、条、項、及び号の追加、削 除、及び変更を行います。

2 今後のスケジュールについて

- ・令和3年4月 パブリックコメント実施
(日野市清流保全-湧水・地下水の回復と河川・用水
の保全-に関する条例等【緑と清流課】の改正も同
時に実施)
- ・令和3年9月 市議会に条例案等の上程・審議
(日野市清流保全-湧水・地下水の回復と河川・用水
の保全-に関する条例等【緑と清流課】の改正も同
時に実施)
- ・令和3年 10 月1日 公布
- ・令和4年4月1日 施行

【問い合わせ先】日野市まちづくり部都市計画課開発指導係
☎042-514-8374 ✉tosikei@city.hino.lg.jp